

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 26 日

学校法人 弘 徳 学 園
理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

学校法人 弘 徳 学 園

監 事 川内 保幸 ㊟

監 事 中西 健太郎 ㊟

監 事 作花 良祐 ㊟

私たち学校法人弘徳学園の監事は、旧私立学校法（令和 5 年 5 月 8 日施行）第 37 条第 3 項及び学校法人弘徳学園旧寄附行為（令和 5 年 4 月 1 日）第 9 条の規定に基づき、令和 6 年度の学校法人弘徳学園の業務及び財産の状況、理事の業務執行の状況について監査を実施いたしました。

監査にあたり、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、また重要資料を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施いたしました。

監査の結果、学校法人の業務に関しては、法令及び旧寄附行為に違反する重大な事実はなく、また、令和 6 年度の学校法人弘徳学園の財産の状況は適正なものと認められます。

以 上